五泉の大火

烈風に煽られて 人家十九戸全半焼

【新潟 一一・二七】

二十六日午前十二時半頃五泉町新町[illegible]町杉本チヨノ（四〇）方二階より出火し折柄の烈風に煽られ人家十六戸を全焼し半焼三戸を出して午前二時鎮火した、附近には吉田久平氏の邸宅（新築中）坪川資蔵、[illegible]細野千治氏等所有の工場あり此下には[illegible]等あつて火の手が廻り一時危険に瀕したが消防の活動よく火勢を鎮めしめた、村松、[illegible]川東、菅[illegible]等の消防組かけつけ消火に努力した、同町の消防手熊倉久一（三三）は火災の附近なるにも拘らず警鐘を乱打して急を知らせかつ一家を挙げて消火に努力したので町内では何れも感謝してゐる、因にチヨノ方では死人があつて通夜中であつたので棺桶を戸外道路へ運び出すやら上へ下への大騒ぎで見るも気の毒であつた

損害二萬圓 原因は不明

損害は約二萬圓であるが原因については漏電からか放火からか判明せず目下取調べ中である

交換姫の努力 五泉町の大火に

【新潟 一一・二九】

去る二十六日午前零時三十分に出火した五泉の大火の原因は火元杉本チヨノ（四〇）が二階へ火鉢を置き忘れたことに起因することは既報の通りであるがその際火災報知を電話にて逸早く五泉郵便局へ通知したるものありその何人であるかは目下[illegible]中であるがこれと同時に五泉郵便局の宿直交換手[illegible]、武藤リイの二交換嬢は村松町、新津町をはじめ各方面へ電話にて火災通報して応援の急を報じ消防の出動を促すをはじめ一般の出動に便宜を与へたとて同局内では非常に喜んでゐたが同町で火災の際交換嬢の活動したのはこれを以てはじめとする

訂正 二十八日朝刊記事中「五泉出火原因」の記事中火元の杉本チヨノが小原宥一郎氏名義で火災保険一千圓をかけてあつたとあるは誤りにて小原宥一郎氏が同氏の住家と工場に一千圓の火災保険をかけておいたものである

川東竹工品評

【新潟 一一・二九】

川東村大同方面の竹細工品は近来ますます声価を高め[illegible]小学校において品評会に出品したる[illegible]籠、笊類、[illegible]等はいづれも日用の実用品として好評を博したと

五泉裁縫研究会

【新潟 一一・二九】

五泉小学校裁縫研究会では二十九日午後一時同校において裁縫研究の研究会を開催する研究題目は左の如し

實地教授 二年 訓導 [illegible]
裁縫科の設備 和泉孝助教諭
家事科の設備 窪田 訓導

五泉歓送会

【新潟 一一・二九】

五泉町より入営する十五名の壮丁に対し江口五泉町長、[illegible]軍人分会長発起で二十八日午前十一時五泉小学校において送別歓送の式を開催したが[illegible]七十名あり、入営者十五名を代表して[illegible]氏より謝辞あり正午[illegible]の乾杯を三唱して閉会したが非常な盛会であつた

川東村前村長 齋藤氏の美挙

【新潟 一二・八】

中蒲原郡川東村前村長齋藤[illegible]氏は去る十一月十七日[illegible]辞職したがその後村会において[illegible]慰労金[illegible]八百圓を[illegible]辞退した、しかるに[illegible]村は水害には未だ復興の期に達せず今日尚ほ六十余町歩は[illegible]して

ある村では村民の[illegible]には一面りならぬものがある村から[illegible]ぬ金を受くるは[illegible]の念に堪へぬが然し只貰くわけにはゆかぬと[illegible]入百圓に[illegible]二百圓を出して今[illegible]金一千圓を[illegible]村の水[illegible]へ寄附し同時に水害に苦しむ者に[illegible]しては生[illegible]を[illegible]めて低利に貸付くることを[illegible]て[illegible]から[illegible]されてゐるが村会では近く[illegible]の手[illegible]する筈であると

五泉青年訓練所修業式

【新潟 一二・二五】

五泉町青年訓練所へ入所すべき[illegible]三百二十二名とところ[illegible]入所者百六十名を[illegible]し[illegible]の際には[illegible]であつたが二十三日には第一回の修業[illegible]五泉小学校内で挙行した、式は[illegible]の[illegible]、来賓の[illegible]より一同の[illegible]修了式[illegible]三[illegible]氏より答辞を述べた、修了者及び[illegible]はの通りであつたが[illegible]には[illegible]生徒の[illegible]した

[illegible]式場[illegible]、井野[illegible]、吉井[illegible]一郎、[illegible]作五郎（[illegible]）上[illegible]一回修了者[illegible]へ精勤証を受けたる[illegible]平、初[illegible]不二夫、[illegible]下[illegible]、[illegible]直太、[illegible]三、吉田[illegible]近藤[illegible]太郎、[illegible]二

拵ふ後から賣れる五泉織物

それで儲からぬのが 同町営業者の強味

【新潟 一二・二五】

[illegible]と五泉羽二重[illegible]を[illegible]する

五泉町

[illegible]の[illegible]年度の[illegible]は廿二日[illegible]在七萬四百二十[illegible]の[illegible]六百[illegible]で、前年度[illegible]十四年度一ケ年の[illegible]に比較すると三[illegible]八百五十[illegible]この[illegible]百四十[illegible]だけ[illegible]で[illegible]してゐるこれ[illegible]の[illegible]し[illegible]日毎にキヤすよく[illegible]されその[illegible]もしくは名古屋の[illegible]へ[illegible]してしまふから[illegible]には

滞貨の

ないことが[illegible]である、今秋のやうに[illegible]の[illegible]なときに[illegible]まで全[illegible]つてゐるから[illegible]いつてゐる、[illegible]の[illegible]らにおいても良く賣れたものだといつてゐる、[illegible]日の[illegible]に[illegible]へればいくらもあるが[illegible]するにいふ[illegible]を全く[illegible]つてゐることと[illegible]してゐる、それゆゑ[illegible]か

機業家

の[illegible]をみるところはこうである[illegible]を[illegible]してゐる何は[illegible]少[illegible]けありその[illegible]は[illegible]く[illegible]けが[illegible]なしのところと[illegible]に欠[illegible]のいつてゐるところの三[illegible]あり[illegible]はよくみてよくであるといつてゐる、ここにおいて[illegible]の研究を要する[illegible]へ[illegible]は[illegible]によ[illegible]れる[illegible]でも少々安ければ[illegible]でも

買ひ方

は買つて出て入る[illegible]の下にある[illegible]か[illegible]め[illegible]い理由は[illegible]というところに[illegible]なる[illegible]を[illegible]としてゐる、よく賣れる[illegible]は[illegible]の[illegible]をゆるさぬところでありこの[illegible]五[illegible]の[illegible]あら[illegible]であるが一[illegible]こ[illegible]によつて利益をあげ得る[illegible]をすることが現[illegible]および[illegible]の[illegible]であると[illegible]方[illegible]ではみてゐる

五泉町の敬弔町會

【新潟 昭和元一二・二七】

五泉町では[illegible]の[illegible]にせつし[illegible]くところを知らず全町を挙げて[illegible]して[illegible]を[illegible]した町長江口[illegible]は廿五日午後二時[illegible]町会を町役場に[illegible]して民[illegible]に[illegible]文を[illegible]し、ただちに宮[illegible]で大[illegible]に[illegible]した、又五泉小学校では午前十時[illegible]生徒を[illegible]の校[illegible]太[illegible]は[illegible]の[illegible]を[illegible]へ[illegible]の[illegible]の[illegible]をするところがあつた市中には[illegible]を掲げ[illegible]及び[illegible]休業して[illegible]の意を表した